

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和7年7月総会)

1. 開催日時 令和7年7月25日(金)
午後1時30分から午後2時18分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 16人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 惠志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 3人 (7番: 芝高 敏雄、9番: 南園 惠志、11番: 原田 正昭)

5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 12人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 3人 (住友武司・吉田 健・天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第5 議第23号 農地法の適用を受けない土地の証明願いについて
 第6 報告事項(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

第7 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 木内浩司
局長補佐 小松 晋
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和7年7月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、7番、芝高委員、9番、南園委員、11番、原田委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員、12名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、16番、阿部委員、18番、瀬尾委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出しております議案は、
議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第27号 農地法の適用を受けない土地の証明願いについて
報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可で
ございます。

まず最初に、議第24号、令和7年22番の売買による所有権移
転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。令和7年、22番でございます。位
置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字西崎、地目は台帳、田、現況は雑
種地、2筆の合計面積は、1,185㎡です。譲渡人は阿波市在住
で高齢のため農業ができず困っていたところ、知人を介して、譲受
人との間で売買の話がまとまったとのことです。取得後はカリフラ
ワーを作付けするようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の
許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付
されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、藤本委員
の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番 2番、藤本です。今、事務局が報告したとおりです。耕作放棄地
から今後、草、木を処理していただけたらいいものになると思いま
す。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員から説明及び現地確認の報告があ
りました、議第24号22番の売買による所有権移転につきましては、
許可要件を全て満たしており、問題ないということでございま
す。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第24号22番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第24号22番につき
ましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第24号23番、売買による所有権移転について
でございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 23番でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字青柳、3筆あり、地目は、台帳、
現況ともに畑、面積合計は435㎡です。譲渡人は県外在住の高齡
者で、譲受人宅の隣接農地を今回、譲渡してくれるとのこと、か
ぼちゃ、きゅうり、トマトなどの自家消費野菜を作付けするとの
ことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権

利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、17番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 　17番、江本です。譲受人は美馬市にお勤めで家庭菜園を以前から希望しており、今回話がまとまった次第です。別段、問題も、ございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第24号23番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第24号23番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第24号23番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第24号24番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　24番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、川島町川島字岡山、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,004㎡です。譲渡人は、高齢で農業後継者がいないことから、農地管理の縮小を考え、譲受人に相談したところ申請地に隣接する譲受人との間で、売買の話がまとまったとのこと。取得後は、米とキャベツをを作付けする予定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番 　16番、阿部です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第24号24番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て

満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第24号24番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第24号24番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第24号25番の売買による所有権移転について並びに26番、27番の贈与による所有権移転及び28番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、25番でございます。位置図については、資料4です。申請地の所在は、川島町栗村字風呂谷ほか合計9筆で議案書記載のとおりの内訳となっており合計面積は5,203㎡です。

譲渡人が耕作できなくなったことから、今回、譲受人との間で売買の話がまとまったとのことです。

次に、26番と27番でございます。位置図については、資料5です。申請地の所在は、ともに川島町学字大戸井、地目は、台帳は、畑及び宅地、現況は、ともに畑、面積は90㎡と450㎡でございます。高齢を理由とした経営移譲による生前贈与でございます。

最後に、28番でございます。位置図は、資料6と資料7です。申請地の所在は、山川町天神及び堤外で3筆あり、台帳は田及び畑、現況は畑、3筆の合計面積は927㎡です。高齢を理由とした兄から弟への売買による所有権移転でございます。

以上の4件につきまして、すべて、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。

ただいま、事務局の説明どおりです。7月14日、現地確認を実施しましたが、何ら、問題はないと思われまますのでご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第24号25番から28番の所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、

ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第24号25番から28番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第24号25番から28番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第24号29番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 29番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、山川町翁喜台、地目は、台帳、田、現況は畑、面積は2,735㎡です。贈与者は、受贈者の父の兄で体力的な理由から耕作が困難となり今回、贈与を受け耕作を引き継ぐこととなったそうです。取得後は、ブロッコリーを作付けすることです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、安部です。山口さんと電話で今回のことについて話し合いました。農機具を搬入するのが難しいところですが、特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第25号29番の所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第25号29番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第25号29番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第25号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 それでは、令和7年5番、営農型太陽光発電施設用地のための一時転用に係る更新申請でございます。本件は、農用地区分が第1種農地における営農型太陽光発電施設関連の一時転用のため、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4頁をご覧ください。令和7年5番でございます。2筆ございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、山川町八幡及び三島、地目は、台帳、田、現況は田及び畑、2筆の合計面積は1,670㎡の内、支柱部分の面積0.913㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地の、第1種農地でございます。

計画概要は、前回、令和4年7月に3年間の一時転用許可があり、今回はその更新での申請内容となっております。

前回同様、レンゲの作付けを予定し、作付面積は、パネル下部面積1,670㎡で、10aあたりの収穫高は400kg以上の計画でございます。太陽光発電施設については、太陽光パネル596枚、パワコン8台、発電出力79.2kW程度を設け、四国電力へ売電する計画で、前回申請と同じ内容となっております。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

10番 10番、川端でございます。いま、事務局から説明があったとおりでございます。7月22日に現地確認をし、本人からも、牛のえさのためのレンゲを植えると説明を受けました。何も問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第25号5番、営農型太陽光発電施設用地のための一時転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第25号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第25号5番につきましては許可することに決定いたしました。なお、本件は徳島県農業会議へ諮問といたします。

議長 続きまして、議第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、議第26号、令和7年25番並びに、26番の売買による太陽光発電施設用地への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の5頁をご覧ください。令和7年25番です。位置図は、資料10です。申請地の所在は、鴨島町牛島字杉尾、地目は、台帳、現況共に田、面積は794㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

高齢で、耕作をするのが難しくなり、耕作放棄地になる前に売買を考えていた譲渡人と、太陽光発電設備建設用地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至ったようです。

次に26番でございます。位置図については、資料11です。申請地の所在は、鴨島町牛島字杉尾、2筆あり、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は918㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人両名は高齢で耕作するのが難しくなり、耕作放棄地になる前に売買を考えていたところ、今回、太陽光発電設備建設用地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったようです。

計画概要は、25番、26番ともに、別紙の太陽光発電設置計画概要①とおおり、太陽光発電装置を設置しますが、周辺農地への影響は、現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、山口でございます。補足説明をさせていただきます。詳細につきましては、今、事務局が説明のあったとおりで、特に問題ないと思いま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第26号25番並びに26番の太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号25番並びに26番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号25番並びに26番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第26号27番の駐車場のための転用申請並びに議第26号30番の太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 まず、27番です。位置図については、資料12です。申請地の所在は、鴨島町内原字柳ノ元、地目は、台帳、現況共に田、面積は155㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

住宅兼美容院の駐車場として隣接土地を利用していたが、家族の車が増え手狭となったため、美容院の駐車場として今回利用するものです。

計画の概要は申請地の周囲に擁壁を設置し、表土を取り除き、良質土を搬入し締め固めるとのことです。

次に、30番でございます。位置図については、資料の13です。申請地の所在は、鴨島町上下島字中ノ丁、地目は台帳、現況ともに畑、面積は1,923㎡、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

高齢で、耕作をするのが難しくなり、耕作放棄地になる前に売買を考えていた譲渡人と、太陽光発電設備建設用地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至ったようです。計画の概要は、別紙、太陽光発電施設、設置計画概要のとおり、太陽光発電施設を設置します。27番、30番ともに、周辺農地への影響は、現状と変わらないものと思われまます。

また、その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

1 番 1番の大塚です。この駐車場は、すぐ横の土地で、周囲への影響もなく問題ないと思われまます。また、太陽光発電施設も耕作放棄地対策としていいと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号27番の駐車場のための転用申請並びに議第26号30番の太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号27番並びに30番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号27番並びに30番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第26号28番の駐車場及び宅地拡張のための転用申請並びに議第26号29番の太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 まず、28番でございます。位置図は、資料13です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字絵馬堂、地目は、台帳、現況共に田、面積は155㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

事業計画の概要は駐車場および家庭菜園のための転用申請で、申請地の西側部分に駐車場、東側部分を家庭菜園として利用、します。駐車場部分は山土で18cm盛り土をします。残りの部分は、現状のまま家庭菜園として利用するとのこととです。

次に29番でございます。位置図は、資料14です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字田淵、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,049㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

高齢で、耕作をするのが難しくなり、耕作放棄地になる前に売買を考えていた譲渡人と、太陽光発電設備建設用地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至ったようです。

28番、29番ともに、周辺農地への影響は、現状と変わらないものと思われれます。

また、その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、17番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 補足説明をします。28番ですが、譲受人は、駐車場がなく困っていましたが、とくに問題ないと思います。29番ですが、太陽光発電についても問題ないようでございますので、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号28番の駐車場及び宅地拡張のための転用申請並びに議第26号29番の太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。

議第26号28番並びに29番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号28番並びに29番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第26号31番の居宅新築のための使用貸借権の転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 31番でございます。位置図については、資料16です。
申請地の所在は、山川町町、地目は、台帳、現況共に畑、面積は105㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

申請人は現在、親と同居生活をしていますが、子どもも大きくなってきて新居が必要となり、父が所有する隣接地の農地を使用貸借契約により転用するものです。

計画概要は、2階建て住宅、建築面積82.15㎡を建築する計画で建築費の2,000万円は夫婦の自己資金とのことです。

給水については、東側道路から引き込み、雑排水は、浄化槽で浄化し、北側既設升へ排水し、雨水は北側既設水路へ放流するとのことです。

以上のことから、周辺農地等への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、許可やむを得ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、3番、真相の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

3 番 3番の真相です。ただいま、事務局から説明のあったとおりで、問題ないと思われましますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第26号31番の使用貸借による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号31番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号31番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きますして、議第27号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。
令和7年6番について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第27号、農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。
議案書の7頁をご覧ください。
従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。
それでは、令和7年6番でございます。位置図については資料17です。所在は、山川町川田で、地目は台帳は田、現況は宅地となっており、面積は582㎡でございます。
申請者によると、申請者の母が平成15年頃、居酒屋をする人と賃貸借契約を交わし、賃借人が店舗を建築したとのことで、申請者から提出された平成15年4月6日付けの航空写真から、申請地がすでに農地ではなく宅地化し、20年以上前から非農地であると確認できたこと、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。また、本日欠席の9番の南園委員から、7月22日に現地確認をし非農地化しているとのことをご報告を受けております。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明がございました、議第27号の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

議 長 (質疑なし)

質疑がないようでございますので、採決を致します。議第27号について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第27号につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、報告事項(1)
農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(2)
農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。
この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらか

じめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。
議案書の8頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料18です。

所在は、鴨島町喜来字宮北、地目は、台帳、畑、現況は宅地、転用面積は113㎡でございます。宅地の拡張のための転用で、令和7年6月26日に届出が提出され、同日で受理、令和7年7月2日にその旨を通知しました。

○報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の9頁をご覧ください。今回、報告いたします件数は、利用権設定の使用貸借権の合意解約が1件2筆、賃貸借権の合意解約が1件3筆、でございます。

○別紙をご覧ください。和解の仲介について、ご報告致します。申立人から残存小作地合意解約請求に係る和解の仲介の申し立てがありました。

紛争に係る農地は、鴨島町上下島で、仲介委員として、大塚委員、山口委員、河野委員の3名が出席し、6月6日及び7月17日の2回にわたり、和解の仲介の話し合いを持ちましたが、仲介は不成立となりましたので報告いたします。

議長 報告事項(1)及び(2)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 ・遊休農地調査について(説明)

議長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。
以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉会 (終了時刻 午後2時18分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記
